

野洲市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R 4 年度の 人件費率
5 年度	人 50,711	千円 28,396,097	千円 899,389	千円 4,575,571	% 16.1	% 17.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 平均一人当たり 給与費
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B		
5 年度	人 425	千円 1,516,878	千円 297,572	千円 702,279	千円 2,516,729	千円 5,922	千円 5,922

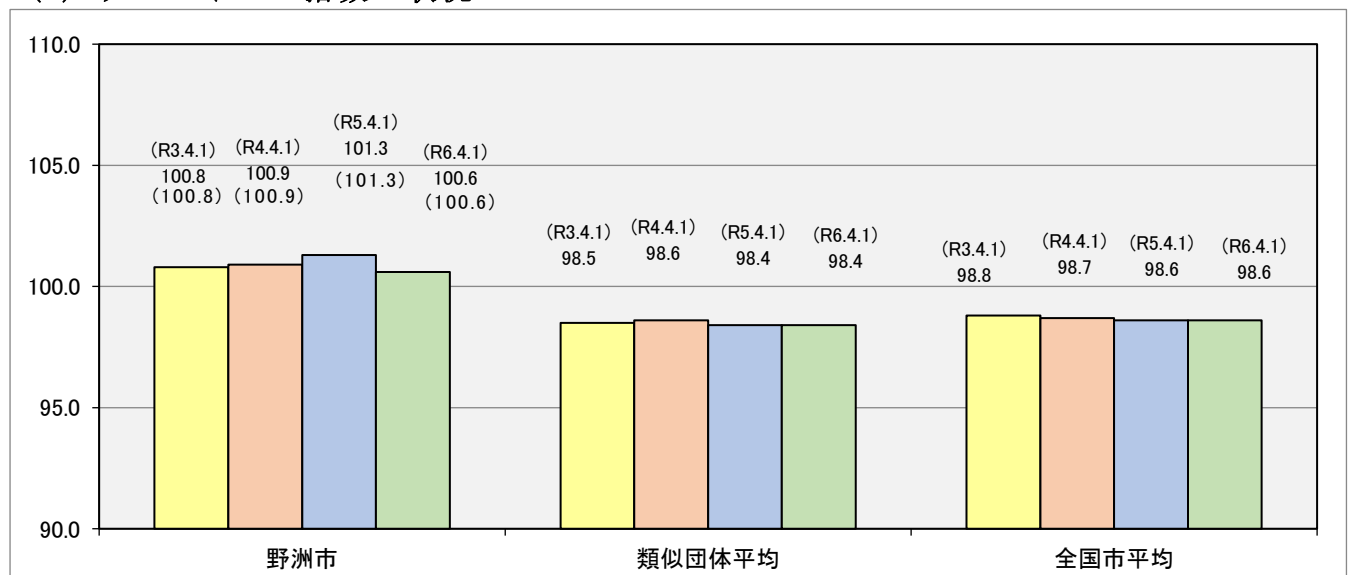
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 類似団体は一般市（類型Ⅱ－2）で表示（以下の記載も同様）

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層の変動及び給料額の調整(2%加算)により、ラスパイレス指数が高くなっているが、高年齢層職員の退職に伴う職員構成の変動や必要な見直しを行い、適正な給与管理に努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定時期) 平成29年4月1日

(改定内容)

平成28年4月1日には以下の理由により給料表の見直しを見送ったところであるが、行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.39%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて同様の見直しを実施。

一方、国の見直し内容において給与の公民較差が地域手当に重点的に配分される中、将来の有為な人材確保や職員の士気の向上を図るため、平成29年4月1日から給料の調整額として一律2%の加算措置を実施。

(平成28年4月1日に見直しを見送った理由)

給与制度の総合的見直しにおいて、近隣市では地域手当支給地および支給割合が拡大する中で、本市については、引き続き地域手当非支給地とされたが、実質的な賃下げにつながるものであり、将来の有為な人材確保の可能性を広げることや職員の士気の向上を図ることが、市民の安全・安心な行政サービスを維持・発展させていく上で不可欠であると考えことから、平成28年4月1日の給与制度の総合的見直しの実施については見送ることとした。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 0 % に対し、野洲市においても 0 %。

（実施時期） —

（参考）

		各年度支給割合										
		平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度
		平成 26 年 度	4 月 1 日 時 点									
国基準による支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
野洲市の支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野洲市	43.8歳	328,400 円	394,198 円	363,173 円
滋賀県	41.7歳	317,200 円	415,374 円	360,809 円
国	42.1歳	323,823 円	405,378 円	405,378 円
類似団体	41.8歳	316,920 円	385,423 円	350,499 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
野洲市	歳	9 人	284,800 円	300,338 円	285,613 円	—	—	—	—
うち調理師	49.8 歳	9 人	284,800 円	300,338 円	285,613 円	飲食物調理従事者	43.7 歳	285,400 円	1.05
滋賀県	53.0 歳	80 人	307,285 円	351,528 円	334,829 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.0 歳	20 人	300,573 円	331,686 円	314,882 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
野洲市	—	—	—
うち 調理師	4,902,456 円	3,796,900 円	1.29

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和 3～令和 5 年の 3 ヶ年平均）

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野洲市	37.9歳	314,651 円	369,370 円
滋賀県	39.3歳	350,845 円	406,603 円
類似団体	40.6歳	309,978 円	348,617 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6 年 4 月 1 日現在）

区 分		野洲市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	200,124 円	205,264 円	196,200 円
	高校卒	174,318 円	173,318 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	169,932 円	166,320 円	— 円
	中学卒	— 円	153,339 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 6 年 4 月 1 日現在

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	289,252 円	374,313 円	401,696 円	410,292 円
	高校卒	— 円	— 円	373,898 円	391,840 円
技能労務職	高校卒	* 円	* 円	— 円	* 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

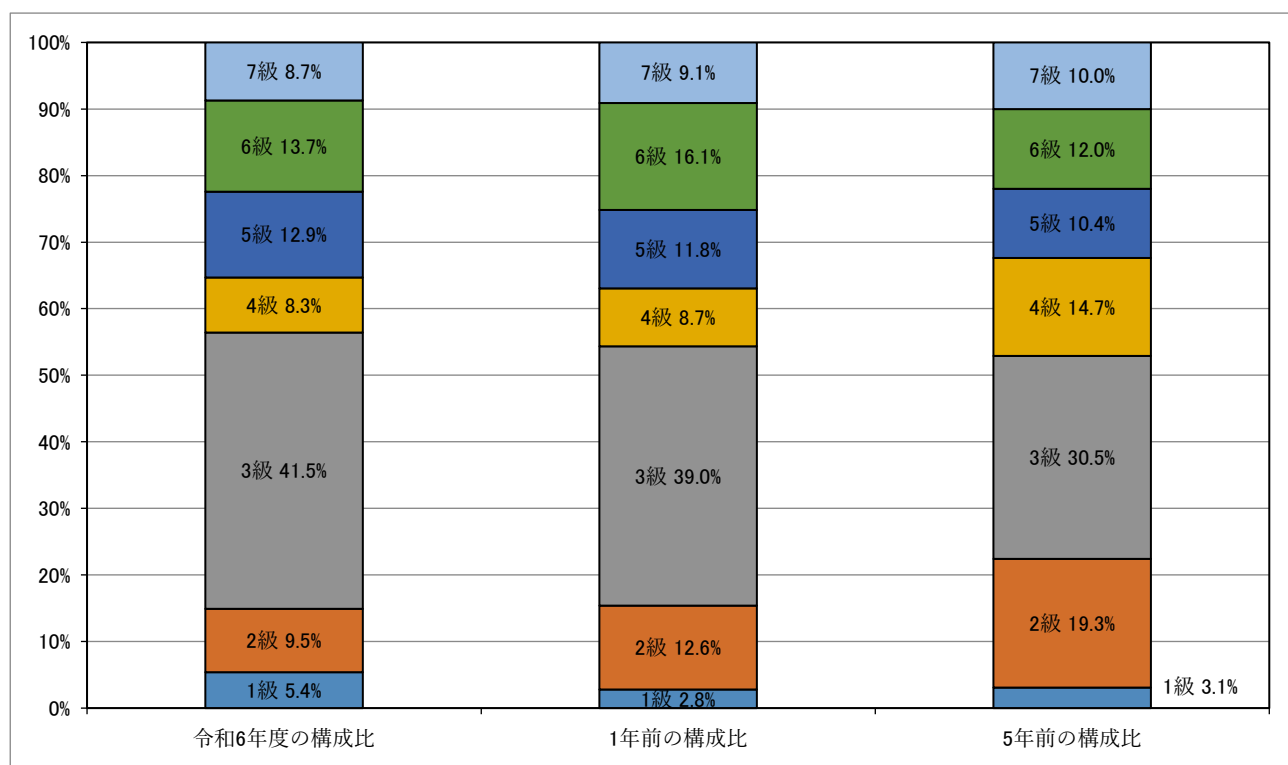
(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合には、アスタリスク(*)としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

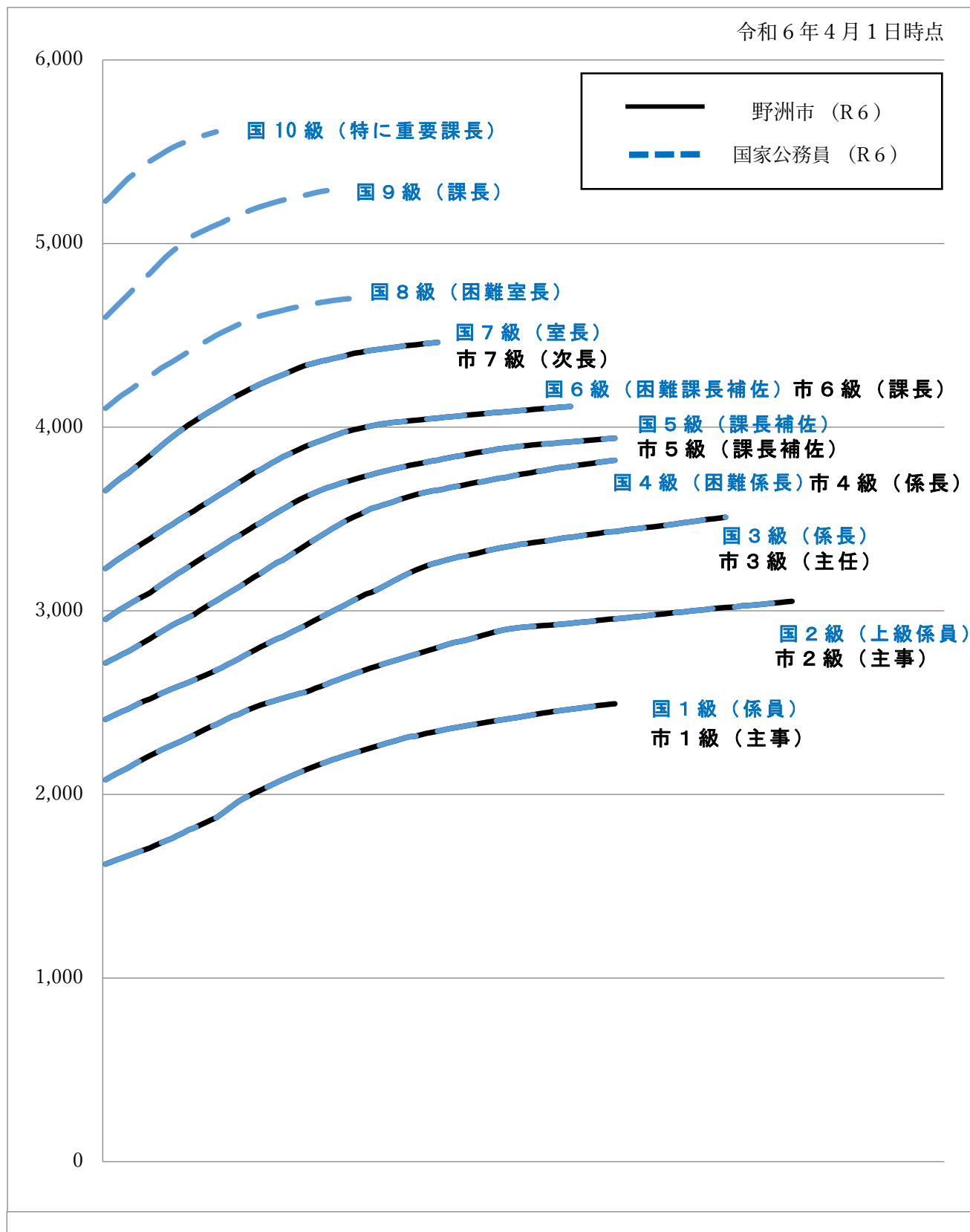
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号級の 給料月額
1級	主事補、技師補、主事、技師	13人	5.4%	162,100円	249,400円
2級	主事、技師	23人	9.5%	208,000円	305,200円
3級	主任、主査	100人	41.5%	240,900円	351,000円
4級	専門員、困難な業務を行う主査の職務	20人	8.3%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐、室長補佐、主席主幹、主幹、相当困難な業務を行う職務	31人	12.9%	295,400円	394,000円
6級	課長、室長、主席参事、参事の職務又は相当困難な業務を行う職務	33人	13.7%	323,100円	411,300円
7級	部長、次長の職務	21人	8.7%	365,500円	446,200円

- (注) 1 野洲市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（野洲市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野洲市	滋賀県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,415千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,727千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 15、25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○

	上位、標準の成績率			
	標準、下位の成績率			
	標準の成績率のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

野洲市			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額 6,258千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45％）		

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「定年」または「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		－ 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市全域	－ %	－ 人	－ 円

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		63千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		5,727円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		2.6％	
手当の種類（手当数）		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護等に従事する場合	300円/日
狂犬病予防作業手当	狂犬病予防作業に従事する職員	狂犬病予防作業に従事する場合	300円/日
行旅病人又は行旅死亡人の処置	行旅病人の保護、収容等に従事した又は、行旅死亡人の処置に従事した職員	①行旅病人の保護、収容等に従事した場合 ②行旅死亡人の処置に従事した場合	①1,000円/件 ②3,000円/件
福祉業務手当	福祉業務のうち特に身体	福祉業務のうち特に身体に危	300円/日

	に危害を受ける業務に従事する職員	害を受ける業務に従事する場合	
鳥獣等取扱作業手当	鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理、殺処分その他の危険を伴う作業に従事する職員	①鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理その他危険を伴う作業に従事する場合 ②鳥獣等の殺処分を伴う作業に従事する場合	①500 円/日 ②1,000 円/日
危険箇所の点検等業務手当	焼却炉内の点検等に従事する職員など	焼却炉内の点検等に従事する業務など	500 円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績（５年度普通会計決算）	125,211 千円
職員１人当たり平均支給年額 （５年度普通会計決算）	407 千円
支給実績（４年度普通会計決算）	126,886 千円
職員１人当たり平均支給年額 （４年度普通会計決算）	424 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手当等	内容及び支給月額	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （５年度普通会計決算）	支給職員 １人当たり 平均支給年額 （５年度普通会計決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円 扶養親族たる子 10,000 円 その他の扶養親族１人につき 6,500 円 16～22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円	同		36,481 千円	251,593 円
住居手当	月額 16,000 円を超える家賃 28,000 円限度で支給	同		19,736 千円	294,567 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円～31,600 円 交通機関利用者 55,000 円限度で支給 自動車等を駐車するための施設を利用している場合 利用料金の 1/2 を支給（4,000 円限度）	異	自動車等駐車施設利用している場合 制度なし	29,929 千円	83,368 円
管理職手当	役職により定額の手当を支給 部長級 84,400 円、次長級 72,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事	同		83,689 千円	760,809 円

	級 20,700 円（うち指導主事職 62,300 円）、主幹級 19,800 円（うち指導主事職 43,600 円）				
宿日直 手当	日直業務 4,400 円/日	同		440 千円	4,400 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	812,000 円	（参考）類似団体における 最高/最低額
	副市長	721,000 円	1,053,000 円/ 686,000 円
			870,000 円/ 623,500 円
報 酬	議 長	430,000 円	629,000 円/ 376,900 円
	副議長	380,000 円	575,000 円/ 309,700 円
	議 員	350,000 円	522,000 円/ 286,600 円
期 末 手 当	市 長 副市長	（5年度支給割合） 3.40 月分	
	議 長 副議長 議 員	（5年度支給割合） 3.40 月分	
退 職 手 当	市 長	（算定方式） 812,000 円×在職月数×43/100	（1期の手当額） 16,760 千円
	副市長	721,000 円×在職月数×26/100	8,999 千円
	備 考		

- （注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

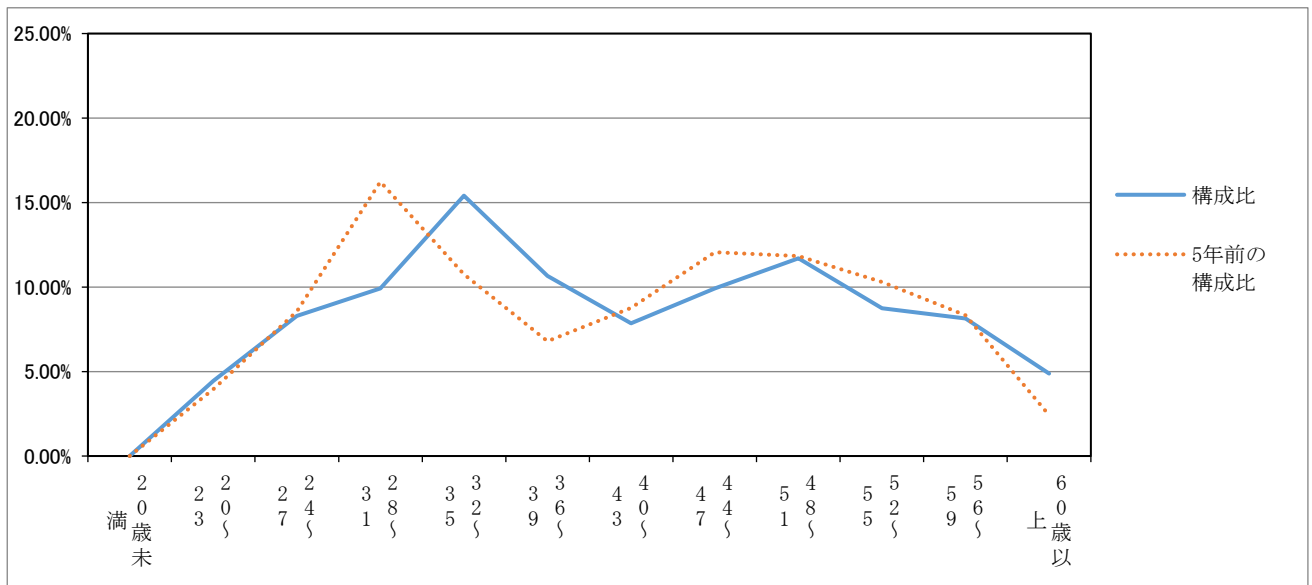
（各年4月1日現在）

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	
		総務企画	86	84	△2	
		税務	18	20	2	
		民生	133	123	△10	
		衛生	35	34	△1	
		労働	2	2	0	
		農林水産	10	9	△1	

		商工 土木	6 31	6 35	0 4	
		計	326	318	△8	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 60.71人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 59.84人）
	教育部門		99	91	△8	
	消防部門		—		—	
	小計		425	409	△16	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 80.65人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 77.94人）
	会計部門 公営企業等	病院		215	231	16
水道		4	4	0		
下水道		5	6	1		
その他		25	25	0		
小計		249	266	17		
合計			674 [746]	675 [746]	1 [0]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 133.11人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人 30	人 56	人 67	人 104	人 72	人 53	人 67	人 79	人 59	人 55	人 33	人 675

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	31 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	304	304	307	302	326	318	14 (+4.6%)
教育	113	113	116	112	99	91	△22 (△19.5%)
警察	—	—	—				— (— %)
消防	—	—	—				— (— %)
普通会計計	417	417	423	414	425	409	△8 (△2.0%)
公営企業等会計計	49	263	272	260	249	266	217 (+442.9%)
総合計	466	680	695	674	674	675	209 (+44.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算 (水道事業)

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4 年度の総費用に占 める職員給与費比率
5 年度	千円 941,191	千円 28,962	千円 29,446	% 3.2	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 10,644 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	人 6	千円 18,923	千円 3,496	千円 7,219	千円 29,638	千円 4,940	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 給与費については、暫定再任用職員 (短時間勤務) 及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 決算（下水道事業）

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 1,451,977	千円 182,611	千円 30,680	% 2.2	% 2.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 9,758 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 5	千円 19,402	千円 3,647	千円 7,981	千円 31,030	千円 6,206	千円 6,024

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。

3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

ウ 決算（病院事業）

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 3,373,999	千円 △256,738	千円 2,027,422	% 60.1	% 59.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 29,990 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 379	千円 1,119,419	千円 359,054	千円 295,932	千円 1,774,405	千円 4,682	千円 7,252

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年3月31日現在の人数である。

3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野洲市（水道）	47.3 歳	269,695 円	436,042 円
市町村平均（水道）	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

野洲市（下水道）	44.8 歳	329,967 円	517,167 円
市町村平均（下水道）	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
野洲市（病院）	44.5 歳	249,455 円	390,151 円
市町村平均（病院）	43.2 歳	335,999 円	600,119 円

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

野洲市（水道・下水道・病院事業）	野洲市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,204千円（水道事業） 1,597千円（下水道事業） 781千円（病院事業）	1人当たり平均支給額（5年度） 1,415千円
（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（6年4月1日現在）

普通会計にて、一般行政職と同様の制度で支給（普通会計4－（2）参照）

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（令和５年度決算）		－ 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）		－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市全域	－ %	－ 人	－ 円

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在、病院事業除く。）

支給実績（５年度決算）		－ 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（４年度）		－ ％	
手当の種類（手当数）		１種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価	左記職員に対する 支給単価
毒物等取扱手当	毒物等を取り扱う業務に従事する職員	毒物及び劇物取締法第２条に規定する毒物等を取り扱う業務	300 円/回

オ 時間外勤務手当

	水道事業	下水道事業	病院事業
支給実績（５年度決算）	1,855 千円	1,991 千円	58,713 千円
職員１人当たり平均支給年額 （５年度決算）	371 千円	498 千円	155 千円
支給実績（４年度決算）	1,156 千円	2,061 千円	62,316 千円
職員１人当たり平均支給年額 （４年度決算）	166 千円	413 千円	408 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（６年４月１日現在）

手当等	内容及び支給月額	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 （５年度決算）	支給１人当たり 平均年額 （５年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円 扶養親族たる子 10,000 円 その他の扶養親族１人につき 6,500 円 16～22 歳までの子がある場合 の加算額 5,000 円	同		（水道事業） * 千円	（水道事業） * 円
				（下水道事業） * 千円	（下水道事業） * 円
				（病院事業） 13,870 千円	（病院事業） 235,073 円
住居手当	月額 16,000 円を超える家賃 28,000 円限度で支給	同		（水道事業） － 千円	（水道事業） － 千円
				（下水道事業） － 千円	（下水道事業） － 千円
				（病院事業） 7,369 千円	（病院事業） 263,143 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円～31,600 円 交通機関利用者 55,000 円限 度で支給 自動車等を駐車するための施 設を利用している場合 利用 料金の 1/2 を支給（4,000 円 限度）	同		（水道事業） 149 千円	（水道事業） 37,200 円
				（下水道事業） 222 千円	（下水道事業） 44,384 円
				（病院事業） 19,984 千円	（病院事業） 70,612 円
管理職 手当	役職により定額の手当を支給 部長級 84,400 円、次長級 72,400 円、課長級 62,300 円、 課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円（うち指導主事職 62,300 円）、主幹級 19,800 円 （うち指導主事職 43,600 円）、病院長 150,000 円、事 務部長、看護部長 84,400 円、 管理監 62,300 円	同		（水道事業） * 千円	（水道事業） * 円
				（下水道事業） * 千円	（下水道事業） * 円
				（病院事業） 6,110 千円	（病院事業） 872,786 円

宿日直 手当	日直業務 4,400 円/日 『野洲市病院事業職員の給与 に関する規程』による	同		(水道事業) － 千円	(水道事業) － 千円
				(下水道事業) － 千円	(下水道事業) － 千円
				(病院事業) 14,459 千円	(病院事業) 344,250 円

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人又は 2 人の場合には、アスタリスク(*)としている。